

第 92 回神戸市個人情報保護審議会 議事録

1. 日 時 令和元年 6 月 7 日（金）10 時 00 分～11 時 15 分

2. 場 所 神戸市役所 1 号館 14 階 AV1 会議室

3. 出席者

(1) 審議会委員（敬称略・五十音順）

荒川雅行、小野裕美、柴田眞里、竹内由美、玉置久、中川丈久、西村裕三

(2) 実施機関の職員

市民参画推進局消費生活センター所長

保健福祉局障害福祉部障害者支援課長

経済観光局商業流通課担当課長

都市局計画部長

都市局計画部公共交通課長

ほか

(3) 事務局の職員

市民参画推進局副局長、企画調整局情報化戦略部担当課長

ほか

(4) 傍聴者

なし

4. 議 題

(1) 審 議

①消費生活相談業務にかかる電子計算機処理について

②神戸市重症心身障害児者実態調査の実施について

③神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について

④近畿圏都市交通体系調査（近畿圏パーソントリップ調査）の実施について

5. 議事要旨

(1) 審 議

①消費生活相談業務にかかる電子計算機処理について

市民参画推進局消費生活センターから、消費生活相談業務にかかる電子計算機処理について、条例第 11 条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委 員 ただいまの説明につきまして、ご質問等がありましたらお願いします。

○委 員 従前はローカルで保存されていたけれど、事前に当審議会を通過していない状態であった。今後は保存先を変えるということですが、次期パイオネット本格稼動よりも前に、いま現在ある情報も全て移してしまおうということも含めて、本日は承を得ようとするものですか。

- 消費生活センター そうです。なお、データの保存自体は10年間となっておりますので、そのデータを一斉に移す予定です。
- 委員 いまある過去10年間分のデータと今後のデータを、データセンターで保存するということですね。
- 消費生活センター そうです。
- 委員 個人情報をデータセンターに置いて、専用回線で伝送しようとするものですね。そこはセキュリティは守られていると。資料12ページの左側の図で、A消費生活センターにある個人情報項目については、一切端末側には置かないということですね。端末はあくまでも端末の機能しかもたない、ということよろしいですね。
- 消費生活センター そのとおりです。データを転送した上で、我々もアクセスして使っていきます。
- 委員 資料12ページの右側の図で、個人情報項目がデータセンター側と共用端末側にもありますが、以前からデータセンターにも置かれていたのでしょうか。
- 消費生活センター 神戸市は個人情報を伝送しておりませんでした。しかし、全国でこのシステムを利用している8割の消費生活センターは、個人情報をデータセンター側で保存しておりました。
- 委員 そういうことであるなら、神戸市がデータセンターで保存した情報も他市町村の情報も、データセンターの中で混在してしまうことになりませんか。神戸市の情報であると見分けられるのですか。左側の図と右側の図の個人情報は神戸市から見て違うものなのですか。
- 消費生活センター データセンターにある個人情報の表示ですが、左側の図には神戸市の個人情報が入っています。右側の図には神戸市の個人情報は入っていません。他市の情報とは区別されています。
- 委員 分かりました。右図と左図で同じ色のドラムなので、少し分かりにくかったです。
- 消費生活センター 神戸市は、相談内容のうち個人情報を除いた項目のみデータセンターに保

存しておりました。他の8割の消費生活センターは、個人情報も含めた全ての相談内容をデータセンターに保存しております。図で、上側の個人情報を除く相談情報については、他のセンターからでもアクセスできます。ところが、個人情報項目については、入力したセンターしかアクセスできないシステムになっております。これは、我々がデータセンターに全ての情報を保存したとしても、仕組みとしては同じです。

○委員 神戸市側から見ると、右側の図の個人情報項目には、他のセンターが保存した項目なのですから、そこにはアクセスできる他市の消費生活センターもあったわけですね。保護条例第11条では、機微なデータは制限がありますよという内容でしたよね。セキュリティもさることながら、不利益なものは処理してはならないとか。これは项目的に見ても全然大丈夫と思うのですが、以前この審議会には通されていなかったということで、その点も含めて今回諮問されていると思うのですが、そのあたりは大丈夫ということですね。

○消費生活センター はい。

○委員 わかりました。

○委員 同じく12ページの資料の左側の図で、今後は国センでデータを管理するようになり、神戸市が持っている個人情報を国センに渡していいですか、という諮問ということですが、渡した後の利用については、それは我々神戸市側の問題ではなく、国セン側が個人情報保護法に基づく管理する、ということですか。それとも、渡した後も、神戸市の保護条例の適用になるのですか。

○消費生活センター システム自体は国センの所有物ですが、個人情報は神戸市の所有物です。伝送した後も神戸市の所有物となります。

○委員 そうすると、国センに渡した個人情報項目は、神戸市条例と個人情報保護法の両方にかかる事になるということでしょうか。

○事務局 神戸市から国センに伝送してデータを置きますが、国センがデータを使用するということではなく、あくまでも神戸市の情報をデータセンターに保管するということです。

○委員 相談情報は国センのものになるのですか。

○消費生活センター 相談情報は、国センも他のセンターも、共有するということになります。そ

れが日本全国で多発する消費者被害や事故を瞬時に把握できるよう、それぞれが参照できるようになっております。

○委員 資料の図で灰色のドラムの部分は、全市町村や都道府県と国センの共有情報、青い色の個人情報項目の部分は、提供した各自治体の保有個人情報の性格を失わない、ということですか。

○消費生活センター そのとおりです。

○委員 ということは、自治体ごとの個人情報保護条例に基づいた取り扱いをしないといけない、ということですか。個人情報保護法は適用されないということになりますか。今まではローカルで保存していたのですから、条例の適用なのは分かるのですが、国センに個人情報を提供するのだから、適用にはならないと思います。それとも、コピーをローカルで持っているのでしょうか。

○消費生活センター ローカルにコピーは持ちません。また、国セン自身も我々のもつ個人情報には入って来ることはできないです。

○委員 ということは、完全に置き場所の問題だけということですか。

○委員 どこかのデータセンターに神戸市が保管しているだけ、ということと同じことになるのではないですか。

○委員 なるほど、国センが管理するデータセンターに保管してもらっただけ、ということですか。

○事務局 おっしゃるとおり、保管場所がデータセンターになるだけで、国センに提供するわけではないです。

○委員 今のことは、どこかの法令で定められているのですか。

○消費生活センター 法令ではないです。国民生活センターの PIO-NET 取扱規則で定められています。

○委員 その中で、個人情報については、各提供元の自治体のものであると読める趣旨が書いてあるということですね。いままでは各自治体によって取り扱いが異なっていて、神戸市は残り2割の方だったわけですね。それが、バラバラだったのはどうしてなのですか。規則はなかったのですか。

○消費生活センター 全部の自治体に確認したわけではないですが、保護審議会にかけなければならないとするハードルがあったというのは聞いております。

○委員 その点、いつもそうなのですが、今回もおそらくデータ取扱規則や個人情報取扱いについての覚書で、いわゆる神戸市の仮想サーバなどと同じように生じておりますが、それと同じで、セキュリティの詳細は分からないが、完全に信頼のおけるサーバにデータを置く、という理解でよいですね。そこは確認できていませんが、そういうものであるという大前提で、そこにデータを置いて、ある意味データの漏出に関するリスクは負わなくてもよいと。ただし、自分たちが情報を利用する分にはセキュリティを確保すると、そういう考えでよろしいですね。

○消費生活センター そのとおりです。

○委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件についての審議会としての答申案をまとめたいと思います。
消費生活相談内容を、国民生活センターが管理する全国消費生活情報ネットワークシステムを使用して電子計算機処理することは、消費者被害の未然防止や拡大防止、全国的な消費生活政策の企画立案等への活用を図るものであり、公益に資するものであります。また、今後、専用回線を用いてデータセンターに個人を識別する情報を保存することについては、情報セキュリティの強化やシステムの効率化に寄与するもので、市民サービスの向上に資すると認められること、そして、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思いません。

②神戸市重症心身障害児者実態調査の実施について

保健福祉局障害福祉部障害者支援課から、神戸市重症心身障害児者実態調査の実施に伴う個人情報の利用について、条例第9条(利用及び提供の制限)に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたらお願いします。

○委員 これは、一般的にどのような困りごとがあるかを、統計的に把握するためなので、これを記載したからといって、記載された方に直接何か働きかけを行うとかを想定されているわけではないですね。

○障害者支援課 そのとおりです。

- 委員 委託会社を使うということですが、委託会社がこのデータをクラウドで管理しているということが多いと思いますが、そういうことをするとか、多分あんまり安全とはいえないのかなと思うのですが、セキュリティポリシーにはそういうことは書いてあるのでしょうか。受け渡しのことは資料に書いてあるのですが、それ以前に、彼らが外部委託のやり方といますか、それをどのようなセキュリティで行っているのか、不明なので。
- 障害者支援課 当課としては、発送用のデータを委託業者に渡し、宛名ラベルを作成し発送してもらう。返ってきた回答票は番号も何も付番されておらず、個人情報を特定されない無記名での回答になりますので、あくまでも統計情報ということになります。
- 委員 返ってきたものを入力したものが全部漏洩したとしても、個人情報の特定には至らないということですね。よろしくはないとは思いますが、そういうことが生じたとしても個人情報の侵害度としては深刻ではないという発想でしょうか。ただ、ある程度特定できそうな情報も尋ねておられますね。等級、身長、何処に行つてなどが書いてあるので、完全に特定できるわけじゃありませんが、ある程度の絞込みはできてしまえるのではないのでしょうか。委託会社は、そこからさらに外のサーバを使っているのが普通じゃないかと思います。そういうところは大丈夫でしょうか。
- 委員 委託会社はどのように選ばれているのですか。複数候補を挙げて入札したり、選考会にかけて1社を選ばれていることも多いとは思いますが、そのときにセキュリティはどうしているか、といった項目もあり、業者側がプレゼンをしたり説明したうえで、選ばれたりをされているのでしょうか。そういう手続きを経ているのであれば、そちらでそこは検証されているのかな、と思うのですが。
- 障害者支援課 1社指定の特命随契ではなく、併せて見積もりや個人情報管理を確認した上で、選考したいと思っております。
- 委員 言い方が悪くなりますが、資料の4ページの6の個人情報の保護の3段落目、相手が個人情報の保護を担保してくれますよという、それをもって、個人情報の保護について一定のことをしていると、だから向こうがやっても知りませんよということなのかなと。この審議会の役割としては、ちゃんとやってますよと。要するに取り組みをちゃんとしているかということを見る場であつて、その結果についてはおそらく、絶対に無理なので、要するに最低ラインの取り組みだけはちゃんとしているよということ認める、そ

ういうスタンスなのかなと。だから、この（３）について、コメントをさせてもらおうと思っていたのですが、最後の義務付けるというのは巧妙な言い回しで、徹底させるのではないですよ。委託業者の義務ですよ。徹底するのは業者の責任ということですよ。ちゃんとしているところでは、委託業者はちゃんと徹底すると書かれていると思うんですけど。ここではそこを抜いているように思ったので、この立ち位置でいいかどうか、確認しなかったのです。

○事 務 局 委託契約においては、セキュリティポリシーを遵守することを要件にしておりまして、その中で契約に縛りをかけてまいるということです。

○委 員 だから、信用してよい、ということでよいですよ。

○委 員 問題はそこにあって、セキュリティポリシーが十分か、ということなんです。これを見ると昔から同じ言葉が並んでいるので。昔はローカルでずっとやっていて、単なるコンピュータで処理していたような時代だったんだけど、今は彼らがどのように処理しているのか多様化されてきているので、本当はセキュリティポリシーがそこに入り込まないといけないんじゃないか。この案件の問題だけじゃないのですが、受け渡しだけしっかりやっても、それ以外の重要なところが全部抜けているんじゃないかという気がしまして、これでいいのかなと。ただ、セキュリティポリシーの話はここで議論する内容ではないかもしれません。

○事 務 局 クラウドサービスの利用の指摘がありましたけれど、これについてはセキュリティポリシーの中で、情報の機密性に応じたセキュリティレベルが確保されているサービスを利用しなければならないと課しておりますので、これを委託業者にも課するという扱いにしております。

○委 員 この案件については、重度の障害を持つ方々に尋ねるということで、災害時における効果的な支援措置の検討にということでしたが、医療に関するアンケート項目では主たる医療機関を聞いておこななくてもいいのかな、と思ったんですけど。

○障害者支援課 医療機関を登録するというのは、今年度事業ということで、既に行っております。今回のアンケート自体は、災害時に使うということですが、数としてどうだろうということで、調査のためということで、病院までは特定しておりません。

○委 員 わかりました。

○委員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

身体障害者手帳及び療育手帳の交付情報を使用して、重症心身障害児者に調査票を送付し、医療や教育、福祉に関する基礎調査を行うことは、地域生活支援の充実及び災害時の対応向上など、ニーズにあった的確な行政サービスの提供に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

③神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化について

経済観光局商業流通課から、神戸市プレミアム付商品券発行事務のシステム化に伴う個人情報の収集、利用及び提供、電子計算機処理について、条例第7条（収集の制限）、条例第9条（利用及び提供の制限）、及び、条例第11条（電子計算機処理の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 本質の問題ではないかもしれませんが、DVとか、児童福祉施設等というのは、このタイミングで他の市町村とか都道府県とで情報のやり取りをするものなのですか。以前から情報のやり取りはされていないのですか。

○商業流通課 基本的に、他府県との情報連携は随時行われているわけではないので、この事業のために事前調整を行うのは、国から示された要領に基づいて行おうとするものです。

○委員 事前調整の趣旨は、住民票のあるところではなくて、居住しているところで発行するということですか。

○商業流通課 DV被害で逃げておられる方に関しては、その該当者の居所に送り、かつ、住民票の世帯主に紐づいている方に関しては、そこを止める処理をするために、各自治体で連携処理をするためです。

○委員 ということは、その方々については住民票の住所には送らない、ということですね。そのためにこの情報を利用すると。

○商業流通課 そのとおりです。

○委員 他にご意見がございませんでしたら、この諮問案件について、審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。

消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯の負担増の影響緩和を目的とした当該商品券発行事務の実施にあたり、その対象者の特定に必要な個人情報と本人以外から収集し利用すること、及び、新たにプレミアム付商品券発行管理システムを導入することについては、当該商品券の適正かつ効率的な発行に寄与するものであり、公益に資すると認められること、また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思います。

④近畿圏都市交通体系調査（近畿圏パーソントリップ調査）の実施について

都市局計画部公共交通課から、近畿圏都市交通体系調査（近畿圏パーソントリップ調査）の実施に伴う個人情報の収集、利用について、条例第7条（収集の制限）、及び、条例第9条（利用及び提供の制限）に基づき審議会へ諮問した旨、並びにその概要、効果、個人情報保護措置等について、審議会資料に基づき説明がなされた。

○委員 ただいまの説明につきまして、ご質問がありましたらお願いします。

○委員 近畿圏パーソントリップ調査と銘打っていますが、調査票の細かい調査項目は、神戸市に在住している分は神戸市しか見られなくて、他府県というか他市から入ってきた人の分は、神戸市では見られない、ということですか。統計処理した後の分しか見られない、ということですか。

○公共交通課 そのとおりです。

○委員 ということは、収集するところだけ気にしておけば、あとは個人情報に関することは一切出ていかない、という理解でよろしいのですね。

○公共交通課 そういことです。

○委員 はじめから情報を共有するというのは、無理なんですか。

○公共交通課 この個別の調査票のことでしょうか。

○委員 調査票までいかななくても、個別のトリップでいいのですけど。個人情報を抜いたものは共有するのでしょうか。

○公共交通課 調査で収集した内容は共用するのですが、個人が特定できるような数が少ないサンプルは母数に含めないようにして、近畿圏全体で共有する形にな

りますので、近畿圏内での動きはこれで分かるようになると思います。

- 委員 員 この WEB の入力フォームについてですが、終わった後の個人情報はどうなるのでしょうか。
- 公共交通課 廃棄いたします。
- 委員 員 それは誰が行いますか。
- 公共交通課 委託業者の方に廃棄させます。
- 委員 員 廃棄できるのですかね。仕組みはよく分からないのですが、こちらから見えなくなるだけで、廃棄したことにするとか。
- 公共交通課 こちらからは、セキュリティポリシーを遵守して情報は廃棄するというのは、当然の義務と考えております。
- 委員 員 文字通り、紙を廃棄するのとは違うんじゃないか、ということなのですが。根本的な問題なんです。収集した電子データ全部を廃棄させると、不要なものも廃棄させる、ということになっているんでしょうけど、どこの業者を使われるか知りませんが、業者側は情報を持っているんじゃないか、消えないんじゃないか、という疑問なんです。すごく気になっているんですが。
- 公共交通課 委託する業者は、これから入札をかけて選定いたします。決まってから具体的にどうやって廃棄できるのか、それを十分確認した上で、事業を進めたいと考えます。
- 委員 員 他にご質問がございませんでしたら、この諮問案件について審議会としての答申の方向性をまとめたいと思います。
地域の交通量や交通手段の分担等の把握、将来の交通計画・マスタープランの策定、都市交通施策の推進などのため、10年ごとに近畿圏全体の交通体系の調査を国や他の自治体等と共同して行うこと、また、調査票送付のために住民基本台帳から抽出した情報を利用することや、書面やインターネットなど多様な方法を用いて情報を収集することは、調査の精度向上や回答者の負担を軽減すると共に、業務の効率化に寄与するものであり、いずれも公益に資すると認められます。また、個人情報の保護措置も徹底される予定であることから、本審議会の意見としては、妥当といたしたいと思っております。
- 委員 員 それでは、これをもちまして、第 92 回神戸市個人情報保護審議会を終わり

たいと思います。ありがとうございました。